

流し台のシンク事件（特許権侵害差止等請求控訴事件）	
事件の表示	平成22年（ネ）第10031号 平成23年1月31日判決言渡 控訴人：トーヨーキッチンアンドリビング株式会社 被控訴人：株式会社松岡製作所
判決	原判決のうち、被告製品のシンクの製造、販売、販売のための展示の差止め及び廃棄請求を棄却した部分は相当でないから、これを変更する。
参照条文	特許法第100条第1項, 第2項
キーワード	なお書き

〔事実関係〕

1. 事案の概要

原審で、原告（控訴人）は、被告（被控訴人）に対して、シンク（システムキッチンにおけるシンク以下「被告製品のシンク」という。）を製造、販売する行為等が、控訴人の有する、発明の名称を「流し台のシンク」とする特許権を侵害するとして、被告製品のシンクの製造、販売、販売のための展示の差止め及び廃棄を求めた。原判決は、被告製品のシンクは本件発明の技術的範囲に属さないとして、被告製品に係る原告の請求をいずれも棄却した。

そこで、原告（控訴人）は控訴したところ、上記判決は相当でないと判断された。

2. 原告（控訴人）の特許権

特許番号 第3169870号

発明の名称 流し台のシンク

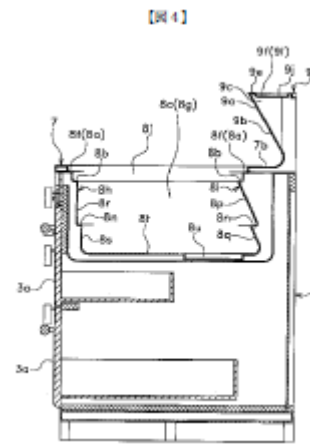
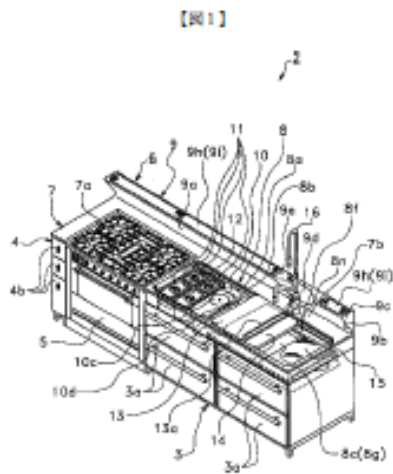
[特許請求の範囲]

【請求項1】

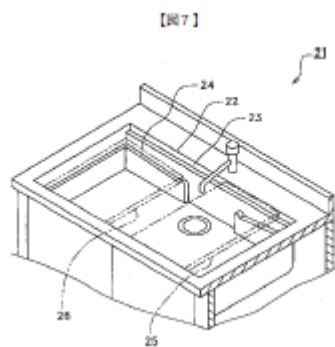
前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている（→構成要件C）ことを特徴とする流し台のシンク。」

【請求項2】

前記中側段部は、その中側段部に載置される前記プレートが左右にスライド可能となるよう、前記前後の壁面の左右方向のほぼ全域にわたって形成されてなることを特徴とする請求項1に記載の流し台のシンク。



〈従来技術〉



(参考)

【0004】

この発明は、上記した従来の欠点を解決するためになされたものであり、その目的とするところは、上側段部と中側段部とのそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレート等のプレートを用意する必要のない、流し台のシンクを提供することにある。

【発明の実施の形態】の【0018】

後方側の壁面8 iが、開口部8 jよりも下部が奥方に延びるように形成されており、シンク8 gの内部空間は、その開口部8 jから奥方に広がっている。したがって、開口部8 jを広げることなく、内部空間を広くすることができ、この内部空間が広がったシンク8 gで、大きな調理器具や食材を洗う等することが楽にできる。また、シンク8 gの内部空間は、後方側に広がっているので、その内部空間を、開口部8 jを通して、シンク8 gで調理器具や食材を洗う等の作業をする者は、容易に見ることができる。

【0027】

なお、本発明は、上述した実施の形態に限定されるわけではなく、9 その他種々の変更が可能である。・・・また、シンク8 gの後方側の壁面8 iは、上側段部8 fと中側段部8 nとの間が、第2の段部8 bを経由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面8 pとなっていなくとも、上側段部8 fと中側段部8 nとに同一のプレートが掛け渡すことができるよう、奥方に延びるように形成されているものであればよく、その形状は任意である。

3. 論点

被告製品の「リブ（段部）が、壁面を構成する金属板を折り曲げて加工し、壁面と一体的に形成されたものであり、かつ、リブ（段部）の下部に傾斜面がある」という構成が、原告特許発明の構成要件C1（「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」）を充足するか。

4. 原審の判断

- (1) 課題の記載
- (2) 拒絶理由での対応
- (3) 実施形態の効果

から被告製品の突起段部（リブ）は、壁面でなく、上側の突起段部（リブ）と下側の突起段部（リブ）との間は、垂直面であり傾斜面となっていないから、本件発明の「後の壁面である後方側の『壁面』は、上側段部と中側段部との間が、『下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面』となっている」という構成要件C1を充足せず、本件特許権を侵害しない。

（抜粋）

・・・そこで、構成要件C1の技術的意義を検討する。まず、特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならないところ（特許法70条1項）、特許請求の範囲に記載された用語の意義は、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して解釈すべきであるから（特許法70条2項）、構成要件C1の意義を解釈するに当たっては、本件明細書中の「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」との記載部分及びこれに関連する記載部分について検討するとともに、後記(2)のとおり、【請求項1】（本件発明1）は、本件特許の出願経過において、構成要件C1の部分が補正されているから、この点についても、併せて検討する必要がある。

・・・

原告は、本件特許の出願当初の【特許請求の範囲】において、【請求項1】を「前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれも同一の調理プレート等のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなることを特徴とする流し台のシンク。」として、上側段部と下側段部に同一のプレートを載置することが可能となるように、上側段部同士と中側段部同士との幅がほぼ同一に形成された流し台のシンクとして特許請求の範囲に記載していたところ、特許庁審査官から、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとの拒絶理由通知を受け、【請求項1】を、「前後の壁面の、上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されて、前記上側段部および前記中側段部のいずれにも同一のプレートを、掛け渡すようにして載置できるように、前記上側段部の前後の間隔と前記中側段部の前後の間隔とがほぼ同一に形成されてなり、かつ、前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっていることを特徴とする流し台のシンク。」と補正し、出願当初の【請求項1】の構成のうち、構成要件C1の構成を有するものに限定することにより、特許庁審査官の指摘した特許法29条2項の規定に該当するという拒絶理由を回避して、特許査定を受けたものであることが認められる。

・・・傾斜面は、中側段部まで続き、さらに、中側段部により分断されるものの、中側段部から下の部分まで続くような形態のものであることが理解でき、この傾斜面（上側段部と中側段部の間を含む。）は、奥行き方向に一定の長さを有した左右の幅のある連続性をもった傾斜面であることが理解できる。

・・・以上のような本件明細書の記載、図面及び出願経過に照らせば、「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」（構成要件C1）という構成は、後方側の壁面の傾斜面が、中側段部によりその上部と下部とが分断されるように後方側の壁面の全面にわたるような、本件明細書に記載された実施形態のような形状のものに限られないと解されるものの、その傾斜面は、少なくとも、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びることにより、シンク内に奥方に向けて一定の広がりをもつ「内部空間」を形成するような、ある程度の面積（奥行き方向の長さと同方向の幅）と垂直方向に対する傾斜角度を有するものでなければならぬと解するのが相当である。したがって、構成要件C1の「下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面」とは、上側段部と中側段部との間において、下方に向かうにつれて奥方に延びることにより、奥方に向けて一定の広がりをもつ「内部空間」を形成するような、ある程度の面積と傾斜角度を有する傾斜面を意味すると解するのが相当である。

オ これを被告製品についてみるに、証拠（甲11、12）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品の後方側の壁面は、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易にほぼ

同一にすることができる形状であるものの、原告自身も認めるとおり、上側段部と中側段部の間は、そのほとんどが垂直の壁面のままであって、上側段部の下面のみが傾斜面となっているものと認められる。したがって、被告製品の上側段部の下面の傾斜面は、段部（リブ）を形成するに当たり、段部（リブ）の下面が傾斜したものにすぎず、奥方に向けて一定の広がりをもつ空間を形成するような、ある程度の面積と傾斜角度を有する傾斜面であるということとはできない。したがって、被告製品は、「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」（構成要件C1）という構成を充足すると認めることはできない。

5. 控訴審の判断

上記記載によれば、構成要件C1の「・・・後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」は、従来技術においては、前後の壁面の上部に上側段部が、深さ方向の中程に中側段部が形成されている流し台のシンクでは、上側段部と中側段部のそれぞれに、上側あるいは中側専用の調理プレートを各別に用意しなければならないという課題があったのに対して、同課題を解決するため、後方側の壁面について、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とをほぼ同一の長さに形成して、それら上側段部と中側段部とに、選択的に同一のプレートを掛け渡すことができることを図ったものである。ところで、上記記載における「発明の実施形態」では、後方側の壁面は、上側段部から中側段部に至るすべてが、奥方に向かって延びる傾斜面であり、垂直部は存在するわけではない。しかし、本件明細書中には、「本発明は、上述した実施の形態に限定されるわけではなく、その他種々の変更が可能である。・・・また、シンク8gの後方側の壁面8iは、上側段部8fと中側段部8nとの間が、第2の段部8bを経由して、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる上部傾斜面8pとなっていないとしても、上側段部8fと中側段部8nとに同一のプレートが掛け渡すことができるよう、奥方に延びるように形成されているものであればよく、その形状は任意である。」と記載されていることを考慮するならば、後方側の壁面の形状は、上側段部と中側段部との間において、下方に向かうにつれて奥方に向かって延びる傾斜面を用いることによって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にすることができるものであれば足りるというべきである。そうすると、構成要件C1の「前記後の壁面である後方側の壁面は、前記上側段部と前記中側段部との間が、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面となっている」とは、後方側の壁面の形状について、上側段部と中側段部との間のすべての面が例外なく、下方に向かうにつれて、奥方に向かって延びる傾斜面で構成されている必要はなく、上側段部と中側段部との間の壁面の一部について、下方に向かうにつれて奥行き方向に傾斜する斜面とすることによって、上側段部の前後の間隔と中側段部の前後の間隔とを容易に同一にするものを含むと解するのが相当である。

以上によれば、被告製品のシンクは、構成要件A 1 ないしD 1 を充足するものであり、本件発明 1 の技術的範囲に含まれており、本件発明 2 の技術的範囲に含まれるか否かを検討するまでもなく、本件特許権を侵害する。

4. 裁判所の判断

(3) 本件訂正発明と甲7発明との同一性判断の誤りについて

・・・

イ 上記アによると、本件訂正発明と甲7発明との一応の相違点は、審決が認定するとおり、本件訂正発明では、目的物質が「基剤に保持され」ているのに対して、甲7発明では、目的物質が基剤からなる医療用針内に設けられたチャンバに封止されているか、縦孔に收容されることにより保持されている点となる。

審決は、この一応の相違点について、「目的物質が、基剤にではなく、基剤に設けられた空間に保持されている点で、両者は、相違する。したがって、本件訂正発明は、甲第7号証に記載された発明であるとはいえない。」と判断した。

この審決の判断は、請求項1の記載を当業者が読めば、「基剤に保持された目的物質とを有し」とは、目的物質が基剤に混合されて基剤とともに存在していると理解されること、及び、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確ではないとして、本件訂正明細書の記載（【0005】【0006】【0008】～【0010】【0070】等）をみても、同様に解されることを前提とするものである。

しかし、請求項1の「基剤に保持された目的物質」との記載は、目的物質が基剤に保持されていることを規定しているのであり、その保持の態様について何らこれを限定するものでないことは、その記載自体から明らかである。そして、「保持」とは、広辞苑（甲12）にあるとおり、たもちつづけること、手放さずに持っていることを意味する用語であり、その意味は明確である。したがって、請求項1の「保持」の技術的意義は、目的物質を基剤で保持する（たもちつづける）という意味のものとして一義的に明確に理解することができるのであるから、審決が、請求項1の「基剤に保持された目的物質」との記載について、目的物質が基剤に混合されて基剤とともに存在していると理解されることと解したのは、請求項1を「基剤に混合されて保持された目的物質」と解したのと同義であって、誤りであるといわざるを得ない。また、本件訂正発明の請求項1の記載は、上記のとおり、請求項の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないなど、発明の詳細な説明を参酌することができる特段の事情がある場合にも当たらないから、少なくとも請求項1の要旨認定については、発明の詳細な説明を参酌する必要はないところである（最高裁判所平成3年3月8日第二小法廷判決民集45巻3号123頁参照）。そうすると、甲7発明の、目的物質が基剤からなる医療用針内に設けられたチャンバに封止されていることや縦孔に收容されていることは、本件訂正発明の目的物質が「基剤に保持された」構成に含まれているといえる。

そうすると、本件訂正発明は、甲7公報に記載された発明といえるから、特許法29条1項3号の規定により特許を受けることができないものであり、この点に関する審決の判断は誤りである。

ウ 被告は、本件訂正発明の経皮吸収製剤は、基剤と目的物質とを有し、基剤が生体内溶解性とともに皮膚を貫通する強度を製品に与えるものであるから、本件訂正発明の「基剤に保持された目的物質」とは、製剤が皮膚に挿入された時に、目的物質が皮膚を貫通する強度を与える基剤とともに皮膚に挿入され、体内で基剤とともに溶解し吸収されるように、あらかじめ基剤に保持されて製剤を形成しているという意味であり、審決が、「基剤に保持された目的物質とを有し」について、目的物質が基剤に混合されて基剤とともに存在していることを意味すると解釈した点に誤りはないと主張する。

しかし、審決が認定した甲7発明のように、目的物質が基剤により形成されるチャンバに封止されていたり、縦孔に収容されていても、基剤は生体内溶解性とともに皮膚を貫通する強度を製品に与えるという機能を発揮するものである。そして、上記アのとおり、特許請求の範囲の請求項1には、目的物質の「保持」を、目的物質が基剤に混合されて保持された態様に限定する旨の記載はないし、「保持」の意味は明確であるから、特許請求の範囲の請求項1の「保持」の技術的意義も、そのような意味のものとして解釈すべきである。なお、本件特許の請求項4は「前記基剤は多孔性物質を含有し、前記目的物質は前記多孔性物質に保持され」と規定され、これは、多孔性物質を介して目的物質が基剤に保持されている状態を意味しており、このような請求項の記載であれば、「基剤に混合されて保持された目的物質」と解することができる。しかし、請求項1の記載は、前記のとおり「基剤に保持された目的物質」であり、このように限定して解することはできない。

したがって、被告の上記主張も採用することはできない。

エ 以上のとおり、審決の本件訂正発明と甲7発明との同一性判断には誤りがある。したがって、取消事由1（新規性の判断の誤り）は理由がある。

以上